

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

聖籠町長

聖籠町規則第六号

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成十四年聖籠町規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号及び第三号中「介護」を「介助」に改め、同項第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有し、蓮野小学校に通学する一年生及び二年生

第八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び外出時に常時介助をするその介助者

第八条第四項中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に、「介護」を「介助」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項に規定するエコミニフリーパス又はエコミニフリーパス（通学用）の交付を受けた者で、免除要件を欠いた者はエコミニフリーパス又はエコミニフリーパス（通学用）を返還しなければならない。

第八条第三項中「とともに、」を「。この場合において、第一項第一号から第四号まで及び同項第七号に係る」に改め、「（別記第三号様式）を」の次に「、同項第六号に係る

免除決定者に対してはエコミニフリーパス（通学用）（別記第四号様式）」を加え、同項を第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する者のうち、第一号から第五号まで及び第七号に規定する者に対しては利用料の全額を、第六号に規定する者に対しては利用料の半額を免除する。

第九条第二項中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改める。

第十二条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改める。

別記第一号様式

聖籠町循環バス利用料免除申請書	
平成 年 月 日	
聖籠町長 様	
	住 所： _____
	電話番号： _____
	氏 名： _____ 印
聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、次のとおり利用料の免除を申請します。	
免除を受けようとする者の氏名	(住所)
	(氏名)
	(生年月日) 年 月 日生
	(性別) 男 ・ 女
該当する免除要件 ※ 該当する要件に○をつけて下さい	1. 第8条第1項第1号要件に該当 (75歳以上の者)
	2. 第8条第1項第2号要件に該当 (手帳の種類： 級、介助者：必要とする ・ しない)
	3. 第8条第1項第3号要件に該当 (手帳の種類： 級、介助者：必要とする ・ しない)
	4. 第8条第1項第4号要件に該当 (介助者：必要とする ・ しない)
	5. 第8条第1項第6号要件に該当 (藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有し、蓮野小学校に通学する一年生及び二年生)
	6. 第8条第7号要件に該当 (町長が認めた者)
※ 1. 第8条第1項第1号要件：75歳以上の者 第8条第1項第2号要件：身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級から4級の者並びに外出時に常時介助を必要とする者及びその介助者 第8条第1項第3号要件：療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がAの者並びに外出時に常時介助を必要とする者及びその介助者 第8条第1項第4号要件：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び外出時に常時介助をするその介助者 第8条第1項第6号要件：藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有し、蓮野小学校に通学する一、二年生 第8条第1項第7号要件：町長が認めた者(免除を受けようとする理由書を添付)	
2. 申請の際は、第1号要件に該当する場合は住所、氏名、生年月日等を確認できるもの、第2・3・4号要件に該当する場合は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。	

別記第五号様式を別記第五号様式とし、別記第六号様式に、別記第四号様式を加える。

別記第一号様式を次のとおり改める。

別記第4号様式

エコミニフリーパス（通学用）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

発行番号	第 号	発行年月日	平成 年 月 日
利用者 利用期限			
備 考	聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項第6号要件に該当（通学時のみ有効となります）		
聖籠町循環バス		聖籠町長	